

野洲市みどりの基本計画

アクションプラン 進捗状況

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和7年度 進捗			
				今年度の取り組み結果・状況	進捗状況		次年度（令和8年度）の事業計画
					◎○△	左記の理由	
	風致地区や自然公園区域等の保全	51	都市政策課	条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。 適正に事務を行うことができた。 （風致地区内行為許可申請・協議・通知（合計件数）8件）	◎		引き続き、条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。 事務を進める中で課題が出れば対応を検討する。
		51	農林水産課	保安林区域の保全に努めた。行為許可等は4件受付した。	◎		引き続き、保安林区域の保全に努める。
	三上山や希望が丘文化公園周辺のレクリエーション機能の充実	51	総合調整課	8月に、2市1町（野洲市、湖南市、竜王町）、関係団体及び県が出席する希望が丘文化公園運営推進協議会において、管理運営状況や今後の運営方法等について意見交換した。 11月に、「希望ヶ丘 企業・団体連携による森づくり・清掃活動」として、企業、2市1町、関係団体による除草作業を中心に清掃活動を行った。	◎		県において、希望が丘文化公園のリニューアル事業を官民連携で進められることから、市としても新たな運営事業者と連携した取り組みができるよう、意見交換等により協力関係を構築していく。
	永原御殿跡の公園整備	51	文化財保護課	令和5年度に作成した実施設計に基づき、西側土塁の西辺部分の修復工事に着手した。補助事業や予算措置が認められた範囲を着実に施工できた。 これに伴って実施した発掘調査では市民参加の発掘調査体験教室や、調査成果を一般公開する発掘調査現地説明会を開催するなどして、市民の理解を深める取り組みも併行して実施できた。	◎		継続して西側土塁の西辺部分の修復工事を施工していく。併行する発掘調査では、市民参加の発掘調査体験教室や現地説明会なども開催する。
		52	農林水産課	林道・里山の保全管理を森林組合と連携し実施した。 また森林法による適切な指導等により、里山の利活用と保全に取り組んだ。	◎		引き続き、林道・里山の保全管理を森林組合と連携し実施する。 また森林法による適切な指導等により、里山の利活用と保全に取り組む。

野洲市みどりの基本計画

アクションプラン 進捗状況

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和7年度 進捗			
				今年度の取り組み結果・状況	進捗状況		次年度（令和8年度）の事業計画
					◎○△	左記の理由	
かけがえのないみどりを守るための施策	里山の利活用と保全	52	環境課	山部会による活動として、里山・林道の保全作業や里山に親しむイベント、他団体との協働・交流活動等全55回実施した。738名参加した。 ・里山保全活動36回363名参加 ・イベント4回156名参加 ・子どもや市民が里山に親しむ活動3回92名 ・森づくり塾2回48名 ・野洲の山を知る探索4回44名 ・他団体との協働活動6回35名	◎	昨年よりも回数は減ったが、参加人数が増えたため。	野洲市環境基本計画に基づき、里山の保全活動や、市民参加型イベントの実施を行うとともに、活動のPRを行った。
	鎮守の森の保全	52	文化財保護課	概ね10年間を全体の事業期間とする名勝兵主神社庭園保存修理工事（植栽修理；危険木伐採）に着手した。対応優先度の高い立枯れの危険枯損木の伐採を実施した。	◎		勝兵主神社庭園保存修理工事（植栽修理・危険木伐採）の2年目である。周遊のコース上に位置する管理門の改修に着手し、立枯れの危険枯損木伐採も継続して行う。
		52	都市政策課	巨樹・巨木林のデータベースの確認を行ったが、景観重要樹木の指定候補になる樹林はなかった。ホームページに記事を掲載し、制度を周知した。	○	景観重要樹木指定における候補が見つからなかったため。	景観重要樹木となり得る樹木があるかどうかの確認を行う。 景観重要樹木指定の制度についての周知を図る。
	古墳など歴史資源周辺の緑の保全	52	文化財保護課	日常管理・環境整備を継続的に実施した。秋期（11/16・関西文化の日）に古墳石室の特別公開を実施し、古墳や歴史とともに豊かな自然環境に接する機会を提供した。 桜生史跡公園・石室特別公開の特別公開参加者数 212名	◎		引き続き、日常管理・環境整備に努める。古墳石室の特別公開を継続し、市民に来訪の機会を提供する。
	琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全	53	環境課	びわ湖の水と地域の環境を守る会として、琵琶湖岸にヨシを植栽し、湖岸の侵食防止や水質浄化等に努めた。 ①ヨシ群落再生・松林保全活動(11/2)172名参加 約1,250株を琵琶湖岸に植えた。 ②中主小びわ湖環境学習(11/12)114名参加 約200株を琵琶湖岸に植えた。	◎		野洲市環境基本計画に基づき、ヨシの植栽を継続した。
	野洲川緑地、吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の維持・管理	53	都市政策課	野洲川緑地では、野洲川河川公園において、施設の適正な維持管理のため、管理棟の改修工事を実施した。 吉川緑地の施設の充実に向け、施設の適正管理と利用促進等について滋賀県に要望した。	◎		野洲川緑地では、野洲川河川公園において、引き続き、自然・環境保全に配慮した管理をする。令和8年度は施設の更新を実施する。 吉川緑地の施設の充実に向け、引き続き施設の適正管理と利用促進等滋賀県に要望していく。
	水路の活用	54	農林水産課	多面的機能推進事業等の推進では、世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動交付金として、27組織に対し交付決定した。また、ゆりかご水田の推進等に努めた。	◎		引き続き、多面的機能推進事業等への取り組み面積の拡大を図る。
	農地の保全	54	農林水産課	環境保全型農業の推進等に努め、環境保全型農業直接支払交付金では、26組織に交付決定を行った。	◎		野洲農業振興地域整備計画の改訂を行う。
	観光農園、貸農園としての活用	54	農林水産課	農地の貸農園、観光農園としての利活用については、状況に応じて必要な方に働きかけた。	△	農地を貸農園、観光農園として活用するためのハードルが高く、希望者が少ない。	引き続き、農地の貸農園、観光農園としての利活用について、状況に応じて必要な方に働きかけていく。

野洲市みどりの基本計画

アクションプラン 進捗状況

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和7年度 進捗			
				今年度の取り組み結果・状況	進捗状況		次年度（令和8年度）の事業計画
					◎○△	左記の理由	
活力と交流を生むみどりを増やすための施策	身近な公園の適正配置	55	都市政策課	管理協定に基づき各自治会で適正に公園の維持管理を行った。 公園種別により異なっていた自治会活動交付金（公園管理交付金）を統一し、現状に合わせた料金設定を行い、均衡化を図った。 廃止公園については、売却等の次の利活用の検討を行う。	◎		策定した公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の改修を行う。 令和8年度は中央公園の遊具更新を行い、中央児童公園、新上屋公園、野洲川河川公園の実施設計業務を行う。
	公園緑地の再編と再生	56	都市政策課				
	長期末整備公園の見直し	56	都市政策課				
	公園施設の長寿命化の推進	57	都市政策課	公園長寿命化計画に基づき、野洲川河川公園の管理棟の改修、永原第二公園の遊具更新を行った。	◎		策定した公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の改修を行う。 令和8年度は中央公園の遊具更新を行い、中央児童公園、新上屋公園、野洲川河川公園の実施設計業務を行う。
	地域による維持管理	57	都市政策課	地域の公園・緑地の維持管理を、地元やシルバー人材センター、NPO団体と連携して実施した。 南桜のさくら緑地において、企業が主催する寄付活動に応募して受けた寄附により、団体に機材を貸与した。 適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと業務委託契約を締結した。 自治会等の要望より、地域ふれあい公園の施設の維持管理を行った。	◎		地域の公園・緑地の維持管理について、引き続き地元やシルバー人材センター、NPO団体と連携して実施する。 適正な維持管理が図れるよう、委託業務の作業内容について、検討する。 地域の公園・緑地のあり方について、必要が生じれば地元自治会と協議する。
	新規都市公園の整備	58～60	都市政策課	みどりの基本計画中間報告に伴い、市民一人あたりの公園面積等、現状の把握を行い、課題を把握した。 一方で、新規都市公園の整備に関する具体的な検討は進まなかった。	△	新規都市公園の整備に関する具体的な検討は進まなかったため。	長期末整備の都市計画公園のあり方についての見直しを行ったうえで、新規都市公園の必要性、代替性及び実現性等を評価し、新規都市公園整備についての検討を行う。
	野洲川河川公園の維持管理の充実	60	都市政策課	野洲川河川公園において、施設の適正な維持管理のため、管理棟の改修工事を実施した。 指定管理者である市内のNPO法人とともに公園緑地の維持管理に努めた。	◎		引き続き指定管理者制度による公園緑地の維持管理を行うとともに、公園機能の在り方についても検討していく。 公園施設長寿命化計画に基づき、年次的に公園施設の老朽化対策を行っていく。
	民間活力の活用	61	都市政策課	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理に努めた。	○	通常通り指定管理者制度による管理を行った。	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理を行っていく。 また、新規都市公園の整備を検討する際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した整備も含めて検討する。

野洲市みどりの基本計画

アクションプラン 進捗状況

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和7年度 進捗			
				今年度の取り組み結果・状況	進捗状況		次年度（令和8年度）の事業計画
					◎○△	左記の理由	
身近なまちのみどりを育むための施策	公共施設の率先的な緑化	63	総務課	野洲市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障害者就労施設等への業務委託による除草、シルバー人材センターへの業務委託による除草、その他市職員による除草を実施し、適切に公共施設等を維持管理することができた。	◎		引き続き年間を通じ適切な時期に除草作業等を実施し、公共施設等の適切な維持管理と景観向上に努める。
	道路の緑化	63	土木管理課	市道路肩の除草や街路樹の剪定等、日常の維持管理として、シルバー人材センター、地元自治会等に業務を委託し実施した。業務を委託する際には、業務内容や作業箇所の精査をし、適正な予算執行ができた。 また、倒木の恐れのある樹木や、通行に支障となる植込みについては、伐木・撤去を進めた。 なお、作業内容によっては、市の直営作業員による対応をしている。 限られた予算を最大限有効に執行できるよう、業務委託の内容、箇所、作業量を精査し、課題の整理と必要な予算の確保に努めた。	◎		市道路肩の除草や街路樹の剪定等、日常の維持管理として、シルバー人材センター、地元自治会等と業務を委託し実施する。 今後も適正な予算執行と、日常の維持管理が図れるよう、委託する業務内容の精査・見直しに努め、課題が出てきた場合は、次年度の予算要求に反映できるよう、課題解決に努める。
	学校施設の緑化	63	学務課	既存の緑地を維持しているが、隣地への枝葉侵入を防ぐため植栽剪定や枯木の伐採、隣地への落ち葉被害防止のための高木剪定など、適切な維持管理の一環として剪定・伐採を実施した。	○	業務委託や職員での剪定及び伐採を実施したが対応しきれっていない樹木も存在するため。	引続き、適時に剪定や伐採をすることにより、適切な維持管理に努める。
	周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市政策課	「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。 （景観条例に基づく届出件数 18件） また、地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図った。	◎		「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。 地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。 事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討する。
		64	建築住宅課	「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。	◎		引き続き、市内において行われる開発については、「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て敷地内の緑等を確保することで、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。
		64	自治防災課	近隣景観形成協定を結んでいる11自治会に対し、野洲市景観形成事業費補助金を活用して景観整備されるよう案内した。 なお、野洲市景観形成事業費補助金は1自治会につき3回までの申請としていたが、滋賀県自治振興交付金実施要綱の改正に伴い、回数制限を撤廃した。その旨、既に2回申請している自治会に周知した。	◎		引き続き、近隣景観形成協定を締結した自治会に対して補助金の活用を案内し、継続的な支援を行う。 また、新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。
		64	環境課	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努めるよう指導した。 指導件数：25件	◎		引き続き、条例に基づき、市民に対し緑化の推進を啓発していく。
	質の高い工場・事業所緑化の促進	65	地域経済振興課	工場立地法の適用対象となる特定工場に対し、野洲市工場立地法準則条例に基づく環境施設の確保（敷地内緑地の整備を含む）および周辺生活環境への配慮事項について、電話および窓口において丁寧な説明を実施し、制度の理解促進に努めた。	◎		引き続き、工場立地法の適用対象となる特定工場については、「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、工場敷地内の緑地を含む環境施設の適切な確保を促進する。 これにより、周辺の生活環境への十分な配慮を図るとともに、工場敷地内にとどまらず周辺環境との良好な関係を推進し、地域社会との調和を促進していく。
		65	環境課	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、野洲市生活環境を守り育てる条例による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導した。（工場立地法対象を除く。） 指導件数：12件	◎		引き続き、条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことを検討する。

野洲市みどりの基本計画

アクションプラン 進捗状況

区分	現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和7年度 進捗			
				今年度の取り組み結果・状況	進捗状況		次年度（令和8年度）の事業計画
					◎○△	左記の理由	
市民とともにみどりの輪をひろげるための施策	みどりの活動への支援	66	農林水産課	みどりに関する普及啓発活動を県と連携して実施した。	◎		啓発も含め、関連する事業の情報発信。
		66	都市政策課	巨樹・巨木林のデータベースの確認を行ったが、景観重要樹木の指定候補になる樹林はなかった。	○	景観重要樹木指定における候補が見つからなかったため。	景観重要樹木となり得る樹木があるかどうかの確認を行う。 景観重要樹木指定の制度についての周知を図る。
	みどりを担う人材の育成支援	66	農林水産課	緑の少年団の事業計画を受けて、補助金の交付決定を行った。	◎		引き続き緑の少年団の育成支援を行う。
		66	環境課	緑の推進委員会による自然観察会や剪定講習会が行われ、自然や緑を学習する機会が創出された。 また、SNSを活用し、保全活動やイベント等の情報発信を行った。 ①河辺林の保全活動33回実施計471名参加 ②タケノコ採りイベント（6/1）38名参加 ③野洲北中学校2年生・職場体験（5/28～6/2）28名参加 ④秋のふれあいイベント（11/15）30名参加 ⑤樹木剪定講習会（3/22）18名参加	◎	精力的に活動している。	引き続き、野洲市環境基本計画により、緑の推進委員会による活動を継続して支援するとともに、課題である後継者等の人材確保のための情報発信に取り組んだ。
		66	都市政策課	イベント参加のための情報発信や参加者業務等、みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行った。 （イベント広報2回、参加者管理業務2回） みどりの基本計画における報告において、市民団体活動がみどりの輪を広げるために重要であることを報告し、市民の関心を高めるための情報を発信した。	◎		みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を引き続き行うとともに、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりに努める。
	市民やまちづくり団体との連携	67	市民協働室	市民活動団体が主体となり、植樹等の緑化活動やピオトープ等の環境整備活動を定期的実施した。緑化のまちづくりへの市民活動団体の参画を、パネルや紙芝居にして「やすまる広場」で紹介するなど、団体と行政が連携して市民への情報発信や他団体との交流の機会を持つことができた。 企業等との連携については、残念ながら特に進展はなかった。	○	少子高齢化による市民活動団体自体の存立に課題があり、企業等との連携まで充分でなかった。	引き続き、市民活動団体による環境整備活動等への支援はもちろん市民活動団体の活性化及び存立における課題解消に向け、企業等との連携を模索していく。
		67	総合調整課	大学や民間企業との包括連携協定に基づき、連携して実施したい活動についてのニーズを各所属から聞き取り、協力の投げかけを行った。	◎		令和10年の県立高専開校を契機として、高専敷地内の森林を活動場所に、市民や市民団体と高専が連携した環境活動や環境学習を行っていくため、高専の設置準備を進めている公立大学法人と調整を図っていく。
	企業との連携	68	都市政策課	市内においてみどりの活動を行っている市民活動団体への支援は実施したものの、企業との連携に直接繋がる支援はなかった。 また、マッチングによる交流促進に繋がる事案はなかった。	△	企業との連携や団体のマッチングにつなげる事案はなかった。	市内市外を問わずみどりの活動に興味がある企業については、市内の活動団体の活動内容の紹介や団体とのマッチングによる交流促進を行うことにより、市内の緑化活動への広がりに努める。
		68	環境課	緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者等と連携して取り組みを進めた。 ①オムロン(株)野洲事業所との協働作業 （10/28）10名参加 （12/2）11名参加	◎	精力的に活動している。	引き続き、緑の推進委員会が事業者との連携を通じて後継者の確保や人材の育成を図ることを支援した
		68	農林水産課	県からの情報等を生産森林組合へ情報提供を行った。	◎		森林保全活動に取り組みたいと考えている企業に対し、生産森林組合を通じた活動フィールドの紹介等、企業の森林保全活動を支援していく。
	みどりに関する情報交流	69	広報秘書課	広報においてみどりに関するイベントの記事を掲載する等、情報発信を行った。 情報発信の手段として、ホームページ、広報及びLINEに加え、YouTubeを開設した。	◎		情報発信手段として、引き続き広報紙の発行やホームページの適正な運営管理を行うとともに、より見やすく、利用しやすい構成となるよう、改善を進め、精度を高める。